

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	17	府省庁名 内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において耐震対策により取得した以下の鉄道施設 【延長】 ○緊急輸送道路と交差・並走する線区における ・耐震対策を実施した橋りょう、高架橋、トンネル ○片道断面輸送量1日1万人以上の線区における ・耐震対策を実施したロッキング橋脚を有する橋りょう ・特例措置の内容 固定資産税：課税標準 5年間2／3	
関係条文	地方税法附則第15条第28項 地方税法施行規則附則第6条第62項、第63項	
減収見込額	[初年度] — (▲125) [平年度] — (▲125) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 首都直下地震や南海トラフ地震に備え、高架橋等の耐震補強を推進することで、地震時において、鉄道利用者の安全確保等を図る。 (2) 施策の必要性 首都直下地震・南海トラフ地震については、その切迫性や被害の影響度等の観点から、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっているため、平成25年4月に耐震補強の実施について努力義務を課す省令を施行し、平成29年度を目標年度として耐震化を促進してきたところである。しかしながら、関係者協議の難航等の事情により、平成29年度末の時点で耐震補強が完了しないものが一部残ることとなったため、目標年度を令和4年度まで延長することとなった。 また、平成30年度より実施している「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」に引き続き、取組の更なる加速化・深化を図るため、昨年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」が策定され、鉄道分野では「大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する対策」について、令和4年度までの間に集中的に実施することとしている。 上記のような背景のもと、既存制度の延長をすることにより、高架橋等の耐震補強の促進を図る。	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
	政策の達成目標	・首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における高架橋等の耐震化率：概ね100% ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において掲げている対策箇所（駅：約2,100駅、高架橋等：約370,000本）について、対策をおおむね完了。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	・1年間（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	・首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における高架橋等の耐震化率：概ね100% ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において掲げている対策箇所（駅：約2,100駅、高架橋等：約370,000本）について、対策をおおむね完了。
	政策目標の達成状況	・首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における高架橋等の耐震化率：98%（令和2年度末） ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において掲げている対策箇所のうち、約97%について、対策を完了。（令和2年度末）
有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度に約15事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるところであるが、償却資産に対する固定資産税を減額することにより、取得した施設等の維持に係る負担が軽減されることから、施設等の整備に対するインセンティブとして有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	鉄道施設総合安全対策事業費補助 14,920百万円の内数 （令和4年度予算）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の補助制度は、耐震対策のための初期投資の負担を軽減するものである一方、本特例措置は、施設を整備した後に増大する固定資産税を軽減することにより、ランニングコストの負担の低減を図るものである。
	要望の措置の妥当性	鉄道施設の耐震対策には、初期投資に多額の費用がかかる上、施設の維持管理にも費用がかかるため、これらの整備を促進するためには、補助制度により施設の取得に係る負担を軽減するとともに、本特例措置を通じて維持管理に係る負担の軽減によるインセンティブを与えることが必要であることから、政策の達成のための手段として妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	平成 28 年度実績 152 百万円 (26 事業者) 平成 29 年度実績 212 百万円 (29 事業者) 平成 30 年度実績 266 百万円 (32 事業者) 令和元 年度実績 241 百万円 (34 事業者) 令和 2 年度実績 158 百万円 (33 事業者)
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準（固定資産の価格） 平成 29 年度 14,139,306 千円 平成 30 年度 18,258,853 千円 令和元年度 20,875,581 千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、取得した施設等の維持にかかる負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。
前回要望時の達成目標	・首都直下地震・南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域等における高架橋等の耐震化率（令和 3 年度末達成目標）98% ・「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」において掲げている対策箇所（駅：約 40 箇所、高架橋等：約 5,900 箇所）について、対策をおおむね完了。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	・首都直下地震・南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域等における高架橋等の耐震化率：98%（令和 2 年度末） ・「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」において掲げている対策箇所のうち、約 97%について、対策を完了。（令和 2 年度末）
これまでの要望経緯	平成 25 年度税制改正要望提出（創設） 平成 27 年度税制改正要望提出（延長） 平成 29 年度税制改正要望提出（延長） 平成 30 年度税制改正要望提出（延長・拡充）：適用対象施設の見直し 令和 2 年度税制改正要望提出（延長）